



法務省入国管理局 参事官

おき き ふみ
沖 貴文

1 趣旨

我が国が昭和56（1981）年に難民認定制度を創設して20年以上経過しましたが、近時における国際情勢の変化などに伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことや、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」から同制度の見直しを求める報告が提出されたことなどを踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から、今回の改正を行いました。

なお、今回の改正法に基づく難民認定制度の見直しは、公布から1年以内で政令で定める日（来年度の予定）から施行されることとなっています。

2 概要

(1) 申請期間の制限（いわゆる「60日ルール」）の撤廃

難民認定申請を上陸日または難民となる事由の発生を知った日からそれぞれ60日以内に行わなければならないという、いわゆる「60日ルール」については、今回の改正で廃止しました。

(2) 仮滞在許可制度の創設

難民認定申請中の者が不法滞在者である場合、その法的地位の安定化を図るため、仮滞在を許可する制度を創設することとし、仮滞在の許可を受けた者については退去強制手続を停止し、難民認定手続を先行して行います（61条の2の4、61条の2の6）。

仮滞在許可については、一定の退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由がある者、本邦に上陸した日から6か月を経過した後に難民認定申請を行っ

た者、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入っていない者または本邦に入った後に刑法などに定める一定の罪を犯して懲役若しくは禁錮に処せられた者などを除き、付与することとしています。このような要件を設けたのは、不法滞在者が難民認定申請を行ったことのみを理由として仮滞在の許可を与えた場合、悪質な犯罪者などにまで自由な活動を認めることとなって我が国の安全または公の秩序に重大な影響を与えるばかりか、退去強制手続を免れることを目的とした濫用事案の増加を招き、結果として審査が長期化するなど、本来の難民保護を阻害するおそれがあるためです。

なお、「直接本邦に入った」とは、第三国の庇護を受けることなく、迫害地から本邦に直接的に逃れてきた状態をいい、本邦に入国するために第三国を単に通過したにすぎない場合や、第三国において予定された滞在期間及び現に滞在した期間が非常に短く、当該第三国から庇護を与えられなかった場合などを含みます。

また、仮滞在許可を受けることができなかった難民認定申請者については、退去強制手続は停止されないものの、申請中は出身国などに送還されることはありません。

(3) 難民として認定された者などの法的地位の安定化

難民と認定された者は、本邦に上陸した日から6か月を経過した後に難民認定申請を行った者、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入っていない者、一定の退去強制事由に該当する者または本邦に入った後に刑法などに定める一定の罪を犯して懲役若しくは禁錮に処せられた者のいずれかに該当する場合を除き、一律に「定住者」としての在留を認めら

れることになりました（61条の2の2）。なお、これらの要件に合致しない者や難民不認定となった者についても、難民認定手続の中で在留を特別に許可すべきか否かの審査を行い、判断することとしています。

(4) 不服申立制度の見直し

これまで、難民認定申請に対する一次的な認定も、その不服申立てに対する決定も、いずれも法務大臣が行っていましたが、手続の公正性・中立性を高める観点から、第三者を不服申立ての審査手続に関与させる難民審査参与員制度を設けることとしています。難民審査参与員については、難民認定手続においては難民認定の基礎となる証拠が海外にあって収集が難しく、限られた証拠を的確に評価して適正な事実認定を実現すること、海外情勢を審査・判断に正確に反映させること、条約などを適切に解釈することなどが必要であることから、人格が高潔であって、公正な判断をすることができ、かつ、法律または国際情勢に関する学識経験を有する者の中から、法務大臣が任命します（61条の2の10）。

難民審査参与員は、異議申立人などの意見陳述に立ち会い、自ら審尋を行うこともでき、意見の提出を受けた法務大臣は、当該意見を尊重しつつ不服申立に対する決定を行います。例えば、法務大臣が申立てを却下・棄却する場合にはその理由とともに、難民審査参与員の意見の要旨も併せて明らかにすることとなっています（61条の2の9）。

おわりに

法務省としては、今後とも政治的迫害などから逃れ庇護を求める者を、迅速かつ確実に難民として認定し、保護するという姿勢で臨むこととしています。